

令和7年度

町民税、県民税、森林環境税

特別徴収のしおり

問い合わせ先

山形県川西町税務会計課

住所：〒999-0193 山形県東置賜郡川西町大字上小松977番地1

E-mail：zemukaikei@town.kawanishi.yamagata.jp

特別徴収税額通知書の内容、給与所得者異動届出書等の記入・提出に関すること

税務会計課 課税係 住民税担当

電話：0238-42-6622（直通） FAX：0238-27-1245

※個人の税額や課税内容については、個人情報のため、ご本人から直接お問い合わせください。

納入に関すること

税務会計課 収納係

電話：0238-42-6634（直通） FAX：0238-27-1245

■ 払込金融機関等

払込金融機関

1 川西町指定金融機関

山形銀行

2 川西町指定代理金融機関

山形おきたま農業協同組合

3 川西町収納代理金融機関

山形中央信用組合

米沢中央信用金庫

4 ゆうちょ銀行又は指定郵便局

山形県外から納付される場合

(1)金融機関から収める場合

①山形銀行の各支店

②その他の金融機関

(2)ゆうちょ銀行又は郵便局から収める場合

東北6県外の郵便局で新たに特別徴収税額を納入されたい場合は、その郵便局を本町の特別徴収にかかる取扱郵便局として指定する必要がありますので、別紙の指定通知書に記入のうえ希望する郵便局に提出してください。

■ しおりの内容

1. 町民税・県民税及び森林環境税の特別徴収について
2. 特別徴収の手続きについて
3. 町民税・県民税及び森林環境税の算出のしかた
4. 特別徴収税額の納期の特例について
5. 退職所得にかかる税額の徴収について
6. 所在地・名称・電話番号変更届
7. 指定通知書
8. 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

■ 令和7年度分 通知書発送日および異動届出書提出締切日

変更月	異動届出書提出締切日	通知書発送日
令和7年 7月	令和7年 6月16日	令和7年 6月25日
令和7年 8月	令和7年 7月16日	令和7年 7月25日
令和7年 9月	令和7年 8月15日	令和7年 8月25日
令和7年10月	令和7年 9月16日	令和7年 9月25日
令和7年11月	令和7年10月16日	令和7年10月27日
令和7年12月	令和7年11月14日	令和7年11月25日
令和8年 1月	令和7年12月16日	令和7年12月25日
令和8年 2月	令和8年 1月16日	令和8年 1月26日
令和8年 3月	令和8年 2月16日	令和8年 2月25日
令和8年 4月	令和8年 3月16日	令和8年 3月25日
令和8年 5月	令和8年 4月15日頃	令和8年 4月25日頃

■ 令和7年度 町民税・県民税及び森林環境税の特別徴収について

1. 町民税・県民税及び森林環境税の特別徴収とは

給与の支払い者が毎月給与を支払う際に、納税者が納めなければならない町民税・県民税及び森林環境税を、6月から翌年5月まで12回にわたり、給与から差し引き、納税義務者本人に代わって納めていただく制度を特別徴収といいます。

2. 特別徴収義務者とは

特別徴収義務者の指定を受けた給与の支払者をいいます。

3. 特別徴収義務者指定について

地方税法第321条の4及び川西町税条例第38条の規定によって、給与の支払者を特別徴収義務者に指定します。

4. 特別徴収税額の納税義務

指定を受けた特別徴収義務者は、地方税法第321条の5及び川西町税条例第39条の規定によって、別添の「令和7年度町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書」に基づき、月割額を毎月(6月から翌年の5月まで)給与の支払いをする際徴収し、徴収した翌月の10日(10日が土曜、日曜又は祝日のときは、その翌日。以下同じ)までに納入する義務を負います。

5. 納税者への通知書交付

(1)特別徴収税額の通知書に同封の「町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書(納税義務者用)」は、直ちに本人に交付してください。

退職等の理由によって交付できない者がある場合には、すみやかに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に所要事項を記載のうえ、交付できない通知書と併せてお返しく下さい。

(2)「税額の変更通知書」を受け取った時は、「納税義務者用の変更通知書」を直ちに本人へ交付してください。

(3)納税者に給与所得以外の所得がある場合には、原則として給与所得と合算して特別徴収することになっていますが、納税者その全部又は一部を普通徴収の方法によって徴収するよう3月15日までに税務会計課又は税務署に申告している場合は、普通徴収となります。

6. 徴収税額の徴収及び納入方法

- (1)徴収は令和7年6月から令和8年5月まで毎月、その月の(仮に6月5日支払いの給与が5月分の給与であっても)給与支払いの際、同封の「特別徴収税額の通知書」によってその月割額を徴収してください。
- (2)納入は「納入書」(別冊)により、徴収した翌月の10日までに目次右側に記載してある払込金融機関等に納入してください。

7. 翌月10日の納期限までに納入しなかった場合

納期限までに税金の納入がなかった場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額または納入金額(1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過す日までの期間については、年7.3%)の割合(当該機関の属する各年の前年に租税特別措置法第93条の第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年に7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を合わせて納入してください。

また、督促状が発せられますと、督促手数料70円を徴収されるほか、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を受けることになります。

8. 特別徴収税額の納期の特例について(地方税法321条の5の2)

給与の支払いを受ける者が常時10人未満である事務所、事業所の特別徴収義務者に限り町長の承認を受けて、その事務所、事業所において支払った給与について徴収した特別徴収税額を、次の納期によって納入することができます。

これに該当する特別徴収義務者で、この納期の特例によって納入を希望される方は、「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を町長に提出してください。

(1)納期

6月から11月分まで(退職所得も同じ)に徴収した特別徴収税額については12月10日まで、12月分から翌年5月分まで(退職所得も同じ)に徴収した特別徴収税額については翌年の6月10日までに納入してください。

(2)徴収

これは、あくまでも特別徴収義務者が納入する納期の特例ですから、納税者からは必ず毎月給与の支払いの際、徴収してください。
なお、納期の特例を受けた場合には、納入期日が後になるため退職等の異動が生じた場合、その照合が非常に困難となることがあります。この適用を受けたときは、異動のつどに異動届出書を提出されますよう特にお願いたします。

■ 特別徴収の手続きについて

1. 従業員が年度途中に入社したとき(普通徴収→特別徴収)

年度途中に入社した従業員については、納期限が未到来の税額に限り特別徴収への切替が可能です。

異動のあった翌月の10日までに「特別徴収切替届出(依頼)書」に所要事項を記載して税務会計課に提出してください。

2. 従業員が退職等異動した場合(特別徴収→普通徴収)

退職等(退職・転勤・長期欠勤及び休職・死亡等)によって給与の支払いを受けなくなった従業員については、異動のあった翌月の10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に所要事項を記載して税務会計課に提出してください。
従業員が非課税の場合も提出が必要です。

なお、その際の未徴収税額については、次によりお取り計らいください。

- ①令和7年6月1日から同年12月31日までの間に異動(退職者等)した場合は、新しい勤務先等で特別徴収が引き続き可能な場合を除き、納税者の申し出があればできるだけ一括徴収してください。
- ②令和8年1月1日以後に異動した場合は、納税者の申し出がなくとも未徴収税額を必ず一括徴収して納入してください。

■ 町民税・県民税・森林環境税の算出のしかた

1. 納税義務のある者（地方税法第24条及び294条）

令和7年1月1日現在川西町に住所を有する人（原則として住民基本台帳に登録されている人）で、令和6年中に所得のあった人です。

その後、他市町村へ転出しても、令和7年度は当初課税した市町村へ納付（翌年5月まで）することになります。

2. 納税義務のない者（地方税法第24条の5及び第295条）

(1)令和7年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

(2)令和7年1月1日現在、障害者、未成年者（平成19年1月3日以降に生まれた人）、寡婦及びひとり親で、令和6年中の合計所得金額が135万円以下（給与所得のみの場合は、支払金額が204万4千円未満）の人

(3)令和6年中の合計所得金額が次の算式で算出された額以下である人

（均等割非課税） $28万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 10万円 + 17万円$

(4)令和6年中の合計所得金額が次の算式で算出された額以下である人

（所得割非課税） $35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 10万円 + 32万円$

（注：17万円、32万円の加算額は控除対象配偶者、扶養親族がいるときのみ適用されます。）

3. 所得の計算

所得税法では、所得を10種類に区分し、それぞれの所得金額を計算し合計します。

所得控除（地方税法第34条及び第314条の2）

4. 所得控除

所得金額から次のような各種の所得控除がなされます。

雑損控除	（実質損失額－総所得金額等の合計額×10％）
医療費控除	医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の5％のいずれか低い金額） ※地方税法附則第4条の4の規定を選択する場合
社会保険料控除	支払金額
小規模企業共済等掛金控除	支払金額

● 生命保険料控除

	支払金額	控除額		支払金額	控除額
	新契約	12,000円以下		全額	旧契約
12,000円超 32,000円以下		支払金額の 1/2+6,000円	15,000円超 40,000円以下	支払金額の 1/2+7,500円	
32,000円超 56,000円以下		支払金額の 1/4+14,000円	40,000円超 70,000円以下	支払金額の 1/4+17,500円	
56,000円超		28,000円超	70,000円超	35,000円超	

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の三色により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）

一般保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）

● 地震保険料控除

	支払金額	控除額
地震保険料	50,000円以下	支払金額の1/2
	50,000円超	25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下	全額
	5,000円超 15,000円以下	支払金額の1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円

地震、旧長期の両方がある場合は、限度額は25,000円

● 基礎控除

納税者本人の所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円

●配偶者控除、配偶者特別控除

納税者本人の所得額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除		控除額			
	一般	33万円	22万円	11万円	
	老人	38万円	36万円	13万円	
配偶者特別控除	所得金額		控除額		
	48万円超 95万円以下		33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円	

●扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除

扶養控除	一般	33万円	障害者控除 (特別障害者)	26万円 30万円
	老人	38万円	(同居特別障害者)	53万円
	特定	45万円	寡婦控除	26万円
	同居老親等	45万円	ひとり親控除	30万円
			勤労学生控除	26万円

5. 税額控除

●住宅借入金等特別控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた額

- ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

町民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

ただし、居住年が平成26年4月から令和3年までであって特定取得に該当する場合には「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

●調整控除

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

(1)合計課税所得金額が200万円以下の者

次の①と②のいずれか小さい額の5%(県民税2%、町民税3%)

- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額

(2)合計課税所得金額が200万円超の者

①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5(県民税2%、町民税3%)に相当する金額

- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額				
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	900万円超 950万円以下		
障害者控除	普通		1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円
	特別	10万円	老人		10万円	6万円	3万円
	同居特別	25万円	配偶者特別控除		48万円超 50万円未満	5万円	4万円
寡婦控除	1万円	50万円超 55万円未満		3万円	2万円	1万円	
ひとり親控除	父	1万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
	母	5万円		特定	18万円	同居老親等	13万円
勤労学生控除	1万円						

●配当控除

		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券、投資信託等	外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

● 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

町民税	県民税
3/5	2/5

● 寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の町民税は6%、県民税は4%に相当する金額

- (1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- (2) 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- (3) 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- (4) 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上 195万円以下	84.895%
195万円超 330万円以下	79.79 %
330万円超 695万円以下	69.58 %
695万円超 900万円以下	66.517%
900万円超 1,800万円以下	56.307%
1,800万円超 4,000万円以下	49.16 %
4,000万円超	44.055 %
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

6. 所得割の税率（地方税法第35条、第314条の3及び川西町税条例第21条）

総所得金額に対する税率

	税率
町民税	6%
県民税	4%

7. 分離課税の所得金額に対する税率

区分		町民税	県民税
短期譲渡	一般	5.4%	3.6%
	軽減	3.0%	2.0%
長期譲渡	一般	3.0%	2.0%
	特定	2.4%	1.6%
	軽減	2.4%	1.6%
株式譲渡	未公開	3.0%	2.0%
	上場	1.8%	1.2%
先物取引		3.0%	2.0%

8. 税額の計算のしかた

(1) 所得割

総所得金額－所得控除合計＝課税総所得金額
 課税総所得金額×税率－税額控除額＝所得割額

(2) 均等割（地方税法第38条及び第310条）

町民税3,000円 県民税2,000円

『県民税均等割額のうち1,000円は、「やまがた緑環境税」として、森林を中心とした環境保全等の取組みの財源のために負担いただくものです。』

- ・分離課税の所得がある場合は計算法が異なります
- ・「税額控除額」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合計額です。
- ・「控除不足額」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額の事です。

(3) 森林環境税（国税）1,000円

(4) 年税額 所得割額＋均等割額＋森林環境税額

(5) 差引納付額 年税額－控除不足額

9. 期別税額の算定

年税額×1/12＋割り切れない100円未満の端数の合計額＝1期（6月分）の月割額
 年税額×1/12（100円未満の額を切り捨てた額）
 ＝2期（7月分から翌年5月分まで）の月割額
 ※年税額が均等割額及び森林環境税（6,000円）以下の場合は、全額1期（6月分）で徴収します。

■ 退職所得（退職金）に係る税額の徴収（分離課税）について

1. 徴収（地方税法第50条の2、第328条、第328条の4及び第328条の5）

退職所得にかかる町民税・県民税も退職金支払いの際徴収することとされておりますので、誤りなく徴収し納付してください。

2. 退職所得控除額の計算

(1) 勤続年数が20年以下の場合

$40\text{万円} \times \text{勤続年数}$ (80万円に満たないときは80万円)

(2) 勤続年数が20年を超える場合

$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$

なお、その人が障害者になったことにより退職したと認められるときは、上記の金額に100万円を加えた金額です。

勤続年数が2年以下の退職者についての退職所得控除額は、通常の退職の場合是一律に80万円、障害者になったことにより退職した場合は一律に180万円です。

3. 納入

給与に係る「納入書」と同一のものを使用していただき、徴収税額は退職所得分の欄に退職金から徴収した町民税・県民税の合計額を記入し、裏面退職所得にかかる納入申告書の内訳も、もれなく記入してください。